

令和7年度随意契約一覧表【福祉部】

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
障がい福祉課	富田林市障がい者福祉計画策定業務	令和8年2月6日	株式会社 シティコード 研究所	契約の翌日	～ 令和9年3月31日	4,389,000	障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児通所支援の必要量等を的確に見込むとともに、その提供体制の確保や計画推進のための取組みを定める「第5次富田林市障がい者計画」、「第8期富田林市障がい福祉計画」及び「第4期富田林市障がい児福祉計画」を策定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	当該業務の実施に向けて、本市入札参加資格者のうち福祉計画策定業務の実績がある業者で指名競争入札を2回行う。1回目目が1者の入札のみで中止となり、仕様内容の変更を行って2回目を実施した。1者入札、1者書類不備で中止となる。今回の案件は債務負担行為による計画策定業務であり、3回目の入札を実施することはスケジュール的に困難であるため、今回入札参加の意思があった2者から見積書を提出してもらい、株式会社 シティコード研究所が安価であったため。
障がい福祉課	障害者福祉システム 精神手帳旅客運賃種別対応業務	令和8年2月27日	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（大阪）	契約の翌日	～ 令和9年3月31日	6,490,000	国の実施要領改正に伴い、令和7年4月より精神障害者保健福祉手帳に旅客運賃現額種別の情報が追加されることとなりました。（精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知一部改正：障発0702第2号 令和6年7月2日））本制度は、現行の障害者福祉システムのデータレイアウトでは管理する事が出来ない仕様であり、マイナンバー情報連携にも変更を要することから、今回の改正に対応するためには、既存の障害者福祉システムの改修が必要となります。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	システムを構築・カスタマイズした業者であり、本市の現在のシステムの状況を熟知しており、システムの安定した稼働のためには同者と契約を締結するのが最適であるため。
増進型地域福祉課	富田林市専門職派遣事業業務	令和8年3月12日	大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪社会福祉士会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	1,207,000	社会福祉法第106条の4第2項第5号の規定に基づき、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担及び支援の方向性の整理など、支援者を支援する役割として、専門職の派遣により専門的見地からの適切な情報提供や助言を行うことを目的とするものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業において、専門職の派遣により専門的見地からの適切な情報提供や助言その他支援機関等に対する後方支援を行うことができる事業者は他にはなく、競争入札には適さないと考え、随意契約を希望するものです。
増進型地域福祉課	富田林市子どもの学習・生活支援事業業務	令和8年3月5日	特定非営利活動法人子ども・若もの支援ネットワークおおさか	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	9,925,070	本事業は、生活困窮世帯等の子どもに対し学習支援教室等の開催を通じて学習機会や居場所を提供することに加え、日常生活習慣や社会性の育成を推進し、保護者へ養育に必要な情報提供、教育や進路選択に必要な相談支援などを合わせて実施するものであり、保護者も含め生活困窮世帯等の生活習慣・育成環境の改善を推進することにより、貧困の連鎖を防止することを目的とするものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は、生活困窮世帯の子ども及び保護者を対象として学習支援、生活習慣・育成環境の改善等の支援を行うものであり、教育的側面からの支援に加え福祉課題への対応も重要となります。地域の実情に応じ、より効果的な事業を実施する趣旨から公募型プロポーザル方式による業者選定を実施し、事業者からの提案内容を総合的に審査した結果、契約相手方を受注候補者として選定したことから、随意契約を希望するものです。
増進型地域福祉課	富田林市継続的支援事業業務	令和8年3月31日	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	15,627,700	社会福祉法第106条の4第2項第2号及び第4号の規定に基づき、複雑化・複合化した支援ニーズを有する支援対象者に対して、支援員がアウトリーチ等により、信頼関係の構築やつながりづくりの形成に向けた支援を行うとともに、社会参加に向けた既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開発などのコーディネートを行うことを目的とするものです。	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本事業は、複雑化・複合化した支援ニーズを有する支援対象者に対して、アウトリーチ等、様々な支援を実施することを目的としています。富田林市社会福祉協議会は、長年にわたり地域福祉推進の中核を担っており、地域を基盤として活動するこれまでの実績やノウハウ、地域の社会資源とのつながりを活かした効果的・効率的な事業展開が期待できることから、富田林市社会福祉協議会が事業実施することが最も適していると考え、随意契約を希望するものです。